

事 務 連 絡
平成19年 8月13日

都 道 府 県 労 働 局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長補佐
(医 療 福 祉 担 当)

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」
等の一部改正について」の送付について

平成19年7月31日付け保医発第0731003号「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」等の一部改正について」により、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成18年3月6日保医発第0306003号）」の一部が改正されましたので、別添のとおり送付します。

各労働局におかれましては、事務処理に支障が生じないよう、関係医療機関及び（財）労災保険情報センター地方事務所に対する周知方よろしく願います。

(別添)

- 「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」等の一部改正について(平成19年7月31日付け保医発第0731003号)
(抄)

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について(平成18年3月30日保医発第0330007号)」等の一部を別紙1から別紙3までのとおり改正(※)し、同日より適用することとした。

適用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

- 第三 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成18年3月6日保医発第0306003号)」の一部改正について

(1) 改正の内容

平成19年7月12日付で「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について(平成19年7月12日健発第0712001号)」が施行され、生体からの臓器移植の取扱いに関する事項が定められたことに伴い、生体部分肝移植及び同種腎移植術等(移植用腎採取術(生体)及び同種腎移植術をいう。)の実施に当たり、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)等の遵守を施設基準としたこと。

(2) 適用に当たっての留意事項

生体部分肝移植及び同種腎移植術等(移植用腎採取術(生体)及び同種腎移植術をいう。)の施設基準を届け出る際の臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)の遵守する旨の文書の添付については、平成19年8月1日以降新たに届出を行う場合に適用すること。ただし、既に届出を行っている保険医療機関においても、同日以降速やかに当該文書を備えることが必要であること。

- (※) 本事務連絡においては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成18年3月6日保医発第0306003号)」の一部改正のみの記載である。